

令和 5 年度 税制改正 要望事項 ( 新設 ・ 拡充 ・ 延長 )

(厚生労働省職業安定局雇用開発企画課)

項目名	駐留軍関係離職者、国際協定の締結等に伴う漁業離職者等に対して支給される職業転換給付金に係る非課税措置等の延長等	
税目	所得税、国税徴収法	
要 望 の 内 容	<p><b>【制度の概要】</b>                  駐留軍関係離職者等臨時措置法（昭和 33 年法律第 158 号。以下「駐留軍法」という。）第 10 条の 3 及び国際協定の締結等に伴う漁業離職者に関する臨時措置法（昭和 52 年法律第 94 号。以下「漁臨法」という。）第 6 条の 3 の規定に基づき、駐留軍関係離職者及び国際協定の締結等に伴う漁業離職者に対して、労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律（昭和 41 年法律第 132 号。以下「労推法」という。）第 18 条に規定する職業転換給付金が支給されている。</p> <p>また、漁業経営の改善及び再建整備に関する特別措置法（昭和 51 年法律第 43 号）第 12 条において、政府は、漁業を取り巻く国際環境の変化等に対処するために実施された漁船の隻数の縮減に伴い離職を余儀なくされた者の就職を促進するため、就職のあっせん、職業訓練の実施その他の措置を講ずるよう努めるものとする規定されており、かかる措置として、労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律施行規則（昭和 41 年労働省令第 23 号。以下「労推法施行規則」という。）附則第 2 条の規定に基づき、当該離職を余儀なくされた者のうち、船員以外の職に再就職しようとする者（以下「労推法施行規則附則第 2 条に規定する漁業離職者」という。）に対して、労推法第 18 条に規定する職業転換給付金が支給されている。</p> <p>そして、労推法第 18 条の規定に基づくこれらの者に対する職業転換給付金の支給については、同法第 21 条において、当該給付金を受ける権利は差押えが禁止されており、また、同法第 22 条において、当該給付金を標準として租税その他の公課を課することが禁止されている。</p> <p>駐留軍法の有効期限は令和 5 年 5 月 16 日、漁臨法及び労推法施行規則附則第 2 条の規定に基づく職業転換給付金の支給の有効期限は同年 6 月 30 日とされているところ、今後も国際情勢の変化等に伴い、駐留軍関係離職者、国際協定の締結等に伴う漁業離職者及び労推法施行規則附則第 2 条に規定する漁業離職者が発生することなどが予想されることから、それぞれの有効期限を延長するための法改正及び省令改正を行う予定であり、有効期限延長後も、これの離職者に対して支給する職業転換給付金について、引き続き非課税措置等を存続させることとしたい。また、実態に即した支援を行う観点から、職業転換給付金の支給対象となる漁業離職者が従事する漁業として、同条に規定する中型いか釣り漁業の定義の拡充に伴う非課税措置等も講ずることとしたい。</p>	
	平年度の減収見込額	▲ 1 百万円
	(制度自体の減収額)	( - 百万円)
	(改正増減収額)	( - 百万円)

<p>新設・拡充又は延長を必要とする理由</p>	<p>(1) 政策目的</p> <p>就職が困難な状況にある駐留軍関係離職者、国際協定の締結等に伴う漁業離職者及び労推法施行規則附則第2条に規定する漁業離職者に対しては、その有する能力に適合した職業に就くことを容易にし、及び促進するために職業転換給付金を支給しているところであり、この目的を十分に達成するために、当該給付金について非課税措置等を講じている。</p> <p>(2) 施策の必要性</p> <p>職業転換給付金の支給については、就職が困難な状況にある者の最低生活を保障するものであり、同給付金を課税・差押えの対象とした場合、支給目的が著しく減殺されることとなる。このため、駐留軍関係離職者、国際協定の締結等に伴う漁業離職者及び労推法施行規則附則第2条に規定する漁業離職者に対して支給される職業転換給付金に係る非課税措置等は必要不可欠である。</p> <p>また、今般の中型イカ釣り漁業における減船により生じる漁業離職者の最低生活を保障し、かつ就職を容易にするために、中型いか釣り漁業の定義の拡充に伴う非課税措置等も必要である。</p>		
<p>今回の要望（租税特別措置）に関連する事項</p>	<p>合理性</p>	<p>政策体系における政策目的の位置付け</p>	<p>基本目標Ⅴ 意欲のあるすべての人が働くことができるよう、労働市場において労働者の職業の安定を図ること</p> <p>施策大目標3 労働者等の特性に応じた雇用の安定・促進を図ること</p> <p>施策目標1 高齢者・障害者・若年者等の雇用の安定・促進を図ること</p>
		<p>政策の達成目標</p>	<p>就職が困難な状況にある駐留軍関係離職者、国際協定の締結等に伴う漁業離職者及び労推法施行規則附則第2条に規定する漁業離職者がその有する能力に適合した職業に就くことを容易にし、及び促進する。</p>
		<p>租税特別措置の適用又は延長期間</p>	<p>駐留軍法については令和10年5月16日までの5年間、漁臨法及び労推法施行規則附則第2条の規定に基づく職業転換給付金の支給については令和10年6月30日までの5年間、それぞれ延長する予定。</p>
		<p>同上の期間中の達成目標</p>	<p>就職が困難な状況にある駐留軍関係離職者、国際協定の締結等に伴う漁業離職者及び労推法施行規則附則第2条に規定する漁業離職者がその有する能力に適合した職業に就くことを容易にし、及び促進する。</p>

	政策目標の達成状況	平成30年度から令和3年度までの4年間に於いて、駐留軍関係離職者に対する就職促進手当の支給は累計で21,115千円(162,421人日)であり、求職活動の促進とその生活の安定を図るための措置を講じた。
有効性	要望の措置の適用見込み	今後、米海兵隊のグアム移転など国内の米軍施設の大規模な移転・返還等により、駐留軍関係者離職者が発生する恐れがある。 また、ウクライナ情勢によるロシア連邦政府との漁業交渉の先行きの不透明さ等により、漁業離職者が発生する恐れがある。
	要望の措置の効果見込み(手段としての有効性)	地方税についても、駐留軍関係離職者、国際協定の締結等に伴う漁業離職者及び労推法施行規則附則第2条に規定する漁業離職者に対して支給される職業転換給付金に係る個人住民税の非課税措置、事業所税に係る課税標準の特例措置等の延長等を要望している。
相当性	当該要望項目以外の税制上の措置	—
	予算上の措置等の要求内容及び金額	—
	上記の予算上の措置等と要望項目との関係	—
	要望の措置の妥当性	職業転換給付金の支給については、就職が困難な状況にある者の最低生活を保障するものであり、同給付金を課税・差押えの対象とした場合、支給目的が著しく減殺されることとなる。 したがって、駐留軍関係離職者、国際協定の締結等に伴う漁業離職者及び労推法施行規則附則第2条に規定する漁業離職者に対して支給する職業転換給付金については、引き続き非課税措置等を講ずることが妥当である。 また、今般の中型イカ釣り漁業における減船により生じる漁業離職者の最低生活を保障し、かつ就職を容易にするために、中型いか釣り漁業の定義の拡充に伴う非課税措置等も必要である。

これまでの租税特別措置の適用実績と効果に関連する事項

<p>租税特別措置の適用実績</p>	<p>○駐留軍関係離職者に対する就職促進手当の支給実績 平成 30 年度 17,588 千円 (3,036 人日) 令和 元 年度 1,854 千円 (148,040 人日) 令和 2 年度 153 千円 (10,515 人日) 令和 3 年度 1,520 千円 (830 人日)</p> <p>○国際協定の締結等に伴う漁業離職者に対する就職促進手当の支給実績 平成 30 年度 実績なし 令和 元 年度 実績なし 令和 2 年度 実績なし</p> <p>令和 3 年度 実績なし</p> <p>○労推法施行規則附則第 2 条に規定する漁業離職者に対する就職促進手当の支給実績 平成 30 年度 実績なし 令和 元 年度 実績なし 令和 2 年度 実績なし 令和 3 年度 実績なし</p> <p>※職業転換給付金のうち、就職促進手当以外の給付金の支給実績はなし</p> <p>※漁業離職者については、近年は支給対象者が発生していないが（直近は労推法施行規則附則第 2 条に規定する漁業離職者に対する就職促進手当の支給実績 8,972 千円）、今後は、ウクライナ情勢によるロシア連邦政府との漁業交渉の先行きが不透明等の事情により、支給対象者が発生する可能性がある。</p>
<p>租特透明化法に基づく適用実態調査結果</p>	<p>—</p>
<p>租税特別措置の適用による効果（手段としての有効性）</p>	<p>—</p>
<p>前回要望時の達成目標</p>	<p>就職が困難な状況にある駐留軍関係離職者、国際協定の締結等に伴う漁業離職者及び労推法施行規則附則第 2 条に規定する漁業離職者があるに、その有する能力に適合した職業に就くことを容易にし、及び促進する。</p>
<p>前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由</p>	<p>平成 30 年度から令和 3 年度までの 4 年間に於いて、駐留軍関係離職者に対する就職促進手当の支給は累計で 21,115 千円（162,421 人日）であり、求職活動の促進とその生活の安定を図るための措置を講じた。</p>
<p>これまでの要望経緯</p>	<p>平成 25 年 延長要望 平成 30 年 延長要望</p>